

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	業在者地	営業所名	営業所	業在者地	処年月日	処内	分の	主	違	反	の	条	な	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社国見トラック (法人番号6460102001704) 代表者野崎清七	北海道河西郡芽室町西土狩北7線16番21		本社営業所	北海道河西郡芽室町西土狩北7線16番21		R5.1.16	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	他	15	件		令和4年5月12日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数](貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第3号)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(4)点検整備記録簿等の記載義務違反(安全規則第3条の2)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)運行管理規程の制定義務違反(安全規則第21条第1項、第2項)、(14)社会保険等加入義務違反(施行規則第14条第2号)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(16)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	7	7	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	違反の条項	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
2	株式会社ヒュースエクスプレス(法人番号3462501000438) 代表者大場裕一	北海道河西郡中札内村西1条北7丁目5番地5	本社営業所	北海道河西郡中札内村西1条北7丁目5番地5	R5.1.16	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 他9件	令和4年6月7日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2	
3	株式会社センターズ(法人番号8430001042148) 代表者丸山信司	北海道札幌市白石区菊水元町7条2丁目2番5号	本社営業所	北海道札幌市菊水元町7条2丁目2番5号	R5.1.16	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他6件	令和4年6月23日、令和4年8月29日及び令和4年9月12日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
4	株式会社米澤通商（法人番号9460101002015）代表者米澤輝和	北海道河西郡芽室町東芽室北1線4番4	本社営業所	北海道河西郡芽室町東芽室北1線4番4	R5.1.16	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 他2件	令和4年7月6日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第9条の5第1項）、（2）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第10条第2項）、（3）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	1	1
5	遠藤木材運送有限公司（法人番号2462502000099）代表者遠藤雅博	北海道標津郡標津町南2条東1丁目2番3号	本社営業所	北海道標津郡標津町南2条東1丁目2番3号	R5.1.16	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他4件	令和4年8月3日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。（1）定期点検整備の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条の2）、（2）整備管理者の研修受講義務違反（安全規則第3条の4）、（3）退職者等運転者台帳の保存義務違反（安全規則第9条の5第2項）、（4）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第10条第1項）、（5）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	2	2
6	有限会社常進輸送（法人番号6460102001539）代表者平岡敬章	北海道河西郡芽室町西3条4丁目1-57	本社営業所	北海道河西郡芽室町西3条4丁目1-57	R5.1.16	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件	令和4年8月23日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第3条の2）、（3）整備管理者の研修受講義務違反（安全規則第3条の4）、（4）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）、（5）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）	6	6

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	違反の条項	主たる違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
7	有限会社栄光産業(法人番号6430002051843) 代表者江場智枝子	北海道芦別市北5条西1丁目1番地の18		本社営業所	北海道芦別市北5条西1丁目1番18	R5.1.16	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 他10件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 他10件	令和4年9月14日、改善報告不履行を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)定期点検整備の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	14	14
8	根室通運株式会社(法人番号4460401000202) 代表者榊原清美	北海道根室市光和町2-15		本社営業所	北海道根室市光和町2-15	R5.1.16	輸送施設の使用停止(35日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他7件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他7件	令和4年10月12日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4

